

高齢者バス料金助成制度 寿バスカード交付時負担金の改定について

目次

項目	ページ
1 高齢者バス料金助成制度の概要	2
2 制度の実施に要する費用の状況	3
3 寿バスカード交付時負担金	4
4 寿バスカード交付時負担金の改定案	5
5 寿バスカード交付時負担金の改定に伴う措置	6
6 検討の経過	6

令和7年（2025年）10月 旭川市

1 高齢者バス料金助成制度の概要

- 本制度は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に対して高齢者バス料金助成乗車証（以下「寿バスカード」という。）を交付することにより、高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。
- この制度は、高齢者の福祉の増進はもとより、介護予防の取組としても効果が期待できることから、必要な見直しを行いながら、継続をしていきます。
- 本市では、制度を安定的に継続するため、制度運営に関する現状と課題や課題対応に向けた当面の対応について検討をしてきました。
- その結果、制度を安定的に継続するためには、これまでのバス運賃改定への対応が必要であり、制度の受益者である寿バスカード利用者に、負担をしていただくことが必要であると考えています。

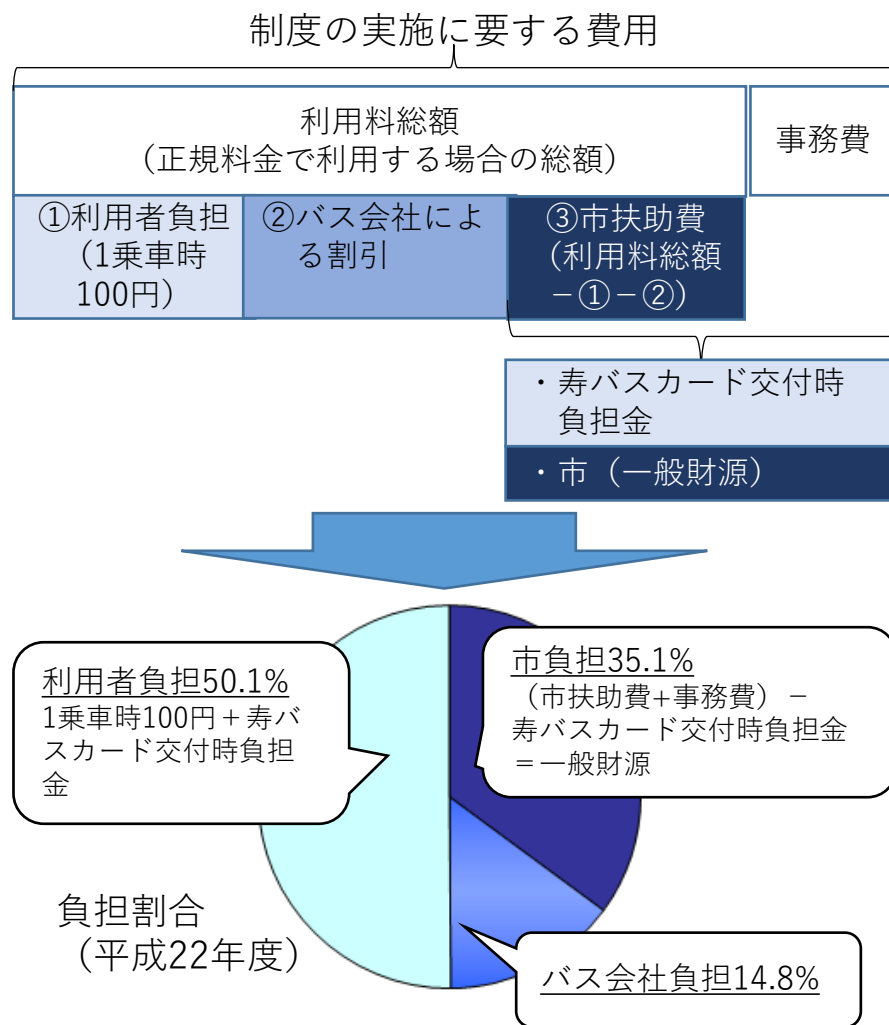
【制度の概要と実績】

項目	内容
対象年齢	市内に住所を有する70歳以上の高齢者で年度内に70歳に到達する方も含みます。
乗車時の負担	市内の乗降に限り、1乗車につき100円の負担が必要です。
利用上限	利用額や利用回数の上限は、ありません。
利用方法	寿バスカードの交付を受ける必要があり、その際に2,000円の負担を求めています。
令和6年度実績 ()は前年度との増減率	・ 寿バスカード交付者数 24,547人 (▲2.3%) ・ 総利用回数1,789,514回 (▲2.7%) ・ 事業費決算額258,467,593円 (12.5%)

対象年齢の高齢者のうち、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、一乗車時の負担及び寿バスカード交付時の負担をそれぞれ1/2に軽減しています。

2 制度の実施に要する費用の状況

- 制度の実施に要する費用は、利用者、バス会社、市の3者が負担しています。
- 利用者は、1乗車時当たり100円と寿バスカード交付時の2,000円を負担し、バス会社は、独自の運賃割引をする現在の形は、平成18年度にできあがりました。
- 市は、制度の実施に要する費用（正規料金で利用する場合のバス料金の総額と事務費の合計）から、利用者が負担している額とバス会社の割引分を除いた額を負担しています。
- 利用者、バス会社、市の3者による負担の割合は、現在の形ができあがって間もない平成22年度決算の状況で見ると、利用者50.1%、市35.1%、バス会社14.8%でした。
- 1乗車時100円は利用者の利便性を考えて、バス会社による独自の割引は、毎年度、各バス会社と協議しながら決めています。
- 寿バスカード交付時負担金は、次ページをご覧ください。



3 寿バスカード交付時負担金

○寿バスカード交付時の負担金は、1か月当たり1往復分の料金相当額として金額を定めました。具体的な算出方法は、次のとおりです。

交付時の負担金（年額）＝（片道分の運賃平均額－寿バスカード利用時の乗車料金）×2回×12か月

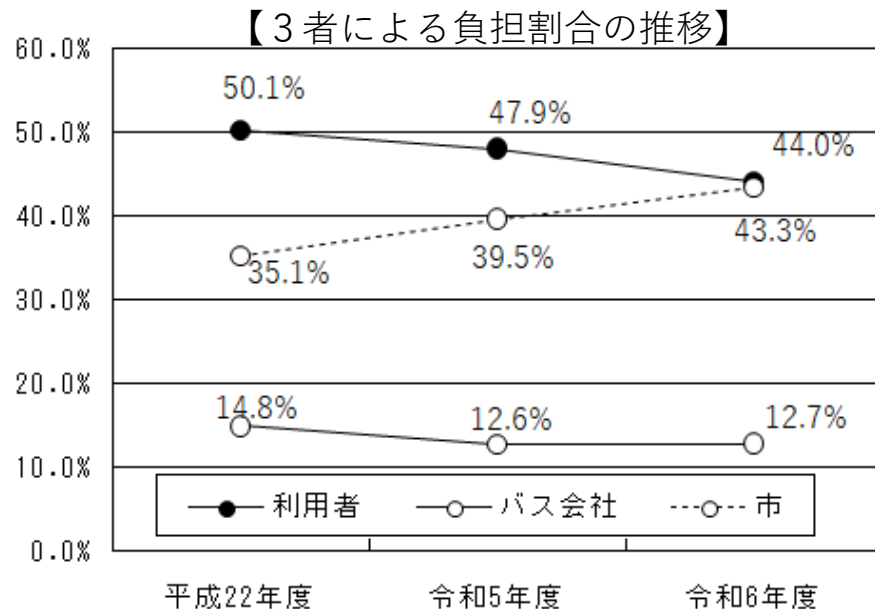
注）2回は往復分とするため、12か月は年額とするためにかけています。

○片道分の運賃平均額は、各路線の単価平均を使用しているため、バス運賃値上げがあった場合は、それに連動して、寿バスカード交付時負担金の額も増額することとなります。

○これまでのバス運賃改定により、片道分の運賃平均額は、平成18年度の約220円から、**令和5年度は246円、令和6年度は269円**に上昇しています。

○市は、これまで、利便性の点から、寿バスカード交付時負担金の改定期期や改定の頻度について、慎重に検討してきました。

○令和6年度のバス運賃改定の結果、3者による負担割合のうち、特に、利用者負担の低下と市負担の増加が顕著となっていることから、制度を安定的に継続するため、今回、寿バスカードの交付時負担金の改定を進めることとしました。



4 寿バスカード交付時負担金の改定案

【改定額】

- 寿バスカード交付時負担金は、令和6年度の片道分の運賃平均額269円を元に算出すると4,056円となるため、**改定案として4,000円**を検討しています。
- 3者の負担割合は、この改定案を令和6年度実績に当てはめると、利用者が50%台前半、市が35%前後になる見込みです。

	改定後	現行
運賃平均（片道）	269円	220円
算出額	4,056円	2,880円
負担金の額	4,000円	2,000円

【改定の進め方】

- 改定案4,000円は、現行の負担金額2,000円と比較して2倍になるため、緩和措置を講じ、2か年度で改定を進めることを検討しています。
- 改定は、令和8年度分の寿バスカードからの実施を想定しています。**
- なお、寿バスカード交付時負担金以外の変更は予定していないので、対象年齢、乗車時の負担、利用上限額の扱い（利用額や利用回数の制限なし）は、現行どおりです。

改定の進め方	
令和8年度の 寿バスカード	（緩和措置） 3,000円
令和9年度の 寿バスカード	4,000円

5 寿バスカード交付時負担金の改定に伴う措置

- 寿バスカード交付時負担金の改定に伴い、残りの有効期間に応じた負担金の減額についても改定します。
- 寿バスカードの有効期間が1か月短くなるごとに負担額から一定の額を差し引くという考え方に変更はありません。改定による交付時負担金の変化の割合と同じ割合で、減じる額も変更します。
- 改定後の1か月当たりの減額は320円、緩和措置の期間中の1か月当たりの減額は240円とします。

【寿バスカードの残り有効期間に応じた負担金の減額】

	改定後	緩和措置時	現行
1か月当たりの額	▲320円	▲240円	▲160円
【1か月毎の具体額】			
有効期間の残りが11か月超	4,000円	3,000円	2,000円
10か月超～11月以下	3,680円	2,760円	1,840円
9か月超～10か月以下	3,360円	2,520円	1,680円
：	：	：	：
1か月超～2か月以下	800円	600円	400円
有効期間の残りが1か月以下	480円	360円	240円

6 検討の経過

- 市は、寿バスカード交付時負担金改定に当たり、令和5年度に「高齢者バス料金助成制度に関するアンケート調査」を実施し、それらの内容も参考としながら令和7年4月に「高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方」として、制度の現状と課題のほか、課題対応に向けた当面の進め方を整理しました。
- その後、令和7年6月に市長の附属機関である旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で調査審議を行っています。それぞれの内容は、市ホームページ（福祉保険課）でご覧いただけます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/40000000/40050000/pagelist.html>